

毎週火、金曜日発行（休刊日）
昭和四年一月十五日創刊

(号外)

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例
特別職の職員に關する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規則
特別職の職員に關する条例の一部を改正する規則
- ◇ 規則
技能労務職員の給与に關する規則の一部を改正する規則

別表を次のように改める。

別表

職名	給与の額		
	給与の名称	給与の額	額の
議 会 の 議 員	議長	報酬	九〇、〇〇〇円
	副議長	月額	八五、〇〇〇円
	議員	月額	八〇、〇〇〇円
知事	事務給料	月額	一三〇、〇〇〇円

条 例

特別職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

特別職の職員に關する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に關する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

海	区	漁	業	調	整	委	員	会	の	委	員	月額	五、〇〇〇円						
内	水	面	漁	場	管	理	委	員	会	の	委	員	三、〇〇〇円						
公	安	委	員	会	の	委	員	委	員	長	三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円						
専	門	委	員	一	日	で	つ	き	一、八〇〇円以内										
附	属	機	関	の	委	員	そ	の	他	こ	れ	に	類	す	る	構	成	員	一、五〇〇円以内
選	挙	分	分	会	長	一、二〇〇円													
選	挙	分	分	会	長	一、二〇〇円													
審	査	分	分	会	長	一、二〇〇円													
選	挙	立	立	会	人	三、五〇〇円													

附則
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

副	知	事	長	二一〇、〇〇〇円						
出	納	長	一〇〇、〇〇〇円							
教	育	委	員	長	三三、〇〇〇円					
教	育	委	員	三三、〇〇〇円						
選	挙	管	理	委	員	会	の	委	員	一四、〇〇〇円
選	挙	管	理	委	員	会	の	委	員	一四、〇〇〇円
監	査	委	員	一〇、〇〇〇円						
監	査	委	員	一〇、〇〇〇円						
人	事	委	員	会	の	委	員	六五、〇〇〇円		
人	事	委	員	会	の	委	員	六五、〇〇〇円		
地	方	勞	働	委	員	会	の	委	員	三三、〇〇〇円
地	方	勞	働	委	員	会	の	委	員	三三、〇〇〇円
收	用	委	員	会	の	委	員	一七、〇〇〇円		
收	用	委	員	会	の	委	員	一七、〇〇〇円		

別表第一

行政職給料表

職務の等級 号 給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	47,100	32,700	24,300	19,200	16,100	12,000
2	49,600	34,800	26,300	20,700	17,100	12,400
3	52,200	36,900	28,300	22,300	18,100	12,800
4	54,800	38,900	30,300	24,000	19,200	13,200
5	57,400	40,800	32,200	25,800	20,700	13,600
6	60,100	42,700	34,100	27,600	22,200	14,300
7	62,800	44,500	36,000	29,400	23,700	15,200
8	65,500	46,300	37,800	31,100	25,300	16,100
9	68,200	48,100	39,400	32,800	26,900	17,000
10	70,700	49,900	40,800	34,200	28,400	17,900
11	72,700	51,700	42,100	35,600	29,500	18,800
12	74,700	53,500	43,300	36,800	30,600	19,800
13	76,500	55,300	44,200	37,700	31,700	20,900
14	78,000	57,100	45,000	38,400	32,400	21,900
15		58,800	45,700	39,100	33,100	22,500
16		60,400	46,400	39,800		23,100
17		61,800	47,100			23,600
18		62,900				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「七百五十円」を「九百円」に、「その額が二百円に満たないときは二百円」を「その額が三百円に満たないときは三百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、その額が三百五十円に満たないときは三百五十円)」に改め、同条第三項中「二百円」を「三百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、三百五十円)」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の百九十」を「百分の二

百」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条の五第二項中「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」を「百分の三十」に改め、各号を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第三

教育職給料表

4 教育職給料表(一)

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	39,400	16,700	12,800
2	41,300	18,000	13,200
3	43,200	19,000	13,600
4	45,100	20,000	14,300
5	47,000	21,100	15,100
6	49,100	22,700	16,000
7	51,200	24,300	17,000
8	53,300	26,000	18,100
9	55,400	27,900	19,200
10	57,500	29,900	20,400
11	59,700	31,900	22,000
12	61,900	33,800	23,700
13	64,100	35,700	25,500
14	66,100	37,600	27,200
15	68,100	39,200	28,900
16	70,100	40,800	30,600
17	72,100	42,400	32,300
18	73,800	44,100	34,000
19	75,400	45,700	35,600
20	76,800	47,400	36,700
21	78,200	49,100	37,600
22	79,500	50,900	38,500
23	80,700	52,700	39,400
24		54,500	40,100
25		56,400	40,700
26		58,300	41,300
27		60,200	41,900
28		62,100	42,500
29		63,400	
30		64,700	
31		66,000	
32		67,200	
33		68,300	
34		69,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第二

公安職給料表

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	36,900	24,400	18,100	15,100	13,700
2	39,000	26,300	19,300	16,100	14,100
3	41,100	28,300	20,800	17,100	14,500
4	43,200	30,300	22,400	18,100	15,100
5	45,100	32,300	24,100	19,300	16,100
6	46,900	34,300	25,900	20,800	17,100
7	48,700	36,400	27,700	22,300	18,100
8	50,500	38,200	29,500	23,900	19,300
9	52,300	40,000	31,200	25,600	20,800
10	54,100	41,800	32,900	27,300	22,300
11	55,900	43,600	34,600	29,000	23,900
12	57,700	45,000	36,300	30,700	25,600
13	59,300	46,200	37,900	32,400	27,300
14	60,900	47,100	39,300	34,100	29,000
15	62,300	47,800	40,300	35,800	30,700
16	63,400	48,500	41,300	37,300	32,400
17		49,200	42,300	38,500	33,900
18		49,900	43,300	39,400	35,400
19		50,600	44,100	40,200	36,600
20		51,300	44,900	41,000	37,600
21		52,000	45,600	41,800	38,300
22			46,300	42,500	39,000
23			47,000	43,200	39,700
24			47,700	43,900	40,400
25			48,400	44,600	41,000
26			49,100	45,300	41,600
27				46,000	42,200
28				46,700	42,800
29					43,400
30					44,000

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四

研究職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	43,500	26,800	16,500	13,600
2	45,600	28,800	17,700	14,400
3	47,700	31,000	18,900	15,400
4	49,800	33,200	20,200	16,400
5	51,900	35,400	22,000	17,500
6	54,200	37,600	23,900	18,600
7	56,500	39,800	25,800	19,900
8	59,100	41,600	27,700	21,500
9	62,300	43,300	29,600	23,200
10	65,500	44,900	31,600	25,000
11	68,700	46,400	33,600	26,800
12	72,100	47,900	35,600	28,700
13	75,500	49,400	37,600	30,600
14	78,900	50,900	39,200	32,400
15	82,300	52,400	40,700	34,200
16	85,700	53,900	42,200	35,700
17	88,600	55,400	43,700	37,000
18	91,400	56,800	45,200	38,100
19	93,500	58,200	46,600	39,200
20	95,200	59,600	47,900	40,200
21	96,800	61,000	49,100	41,100
22	98,400	62,300	50,300	42,000
23	100,000	63,500	51,300	42,800
24		64,600	52,200	43,600
25		65,600	53,100	44,400
26			54,000	45,100
27			54,800	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 □

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	31,200	14,300	12,800
2	33,100	15,400	13,200
3	35,000	16,700	13,600
4	36,800	18,000	14,300
5	38,500	18,900	15,100
6	40,200	19,800	16,000
7	41,900	20,800	17,000
8	43,600	22,300	18,000
9	45,300	23,800	19,000
10	47,000	25,300	20,000
11	48,700	27,200	21,400
12	50,400	29,200	22,800
13	52,200	31,100	24,400
14	54,100	33,000	26,000
15	56,000	34,800	27,500
16	57,900	36,600	28,900
17	59,800	38,200	30,100
18	61,700	39,700	31,300
19	63,000	41,100	32,400
20	64,300	42,500	33,300
21	65,600	43,900	34,100
22	66,900	45,300	34,800
23	68,000	46,600	
24	69,100	47,800	
25	70,000	49,000	
26	70,900	50,200	
27		51,400	
28		52,500	
29		53,600	
30		54,700	
31		55,700	
32		56,700	
33		57,600	
34		58,500	
35		59,400	
36		60,200	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (ロ)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	36,500	22,400	16,100	13,600	12,400
2	38,700	24,400	17,100	14,300	12,800
3	40,900	26,400	18,100	15,200	13,200
4	43,100	28,400	19,200	16,100	13,600
5	45,100	30,400	20,700	17,000	14,300
6	47,100	32,300	22,200	18,000	15,200
7	49,100	34,200	23,700	19,100	16,100
8	51,000	36,100	25,500	20,400	17,000
9	52,800	37,900	27,300	21,800	17,700
10	54,600	39,500	29,200	23,300	18,300
11	56,400	41,000	31,000	24,800	18,900
12	57,800	42,400	32,600	26,400	19,500
13	59,100	43,600	34,000	28,000	20,000
14	60,300	44,700	35,300	29,300	
15	61,500	45,600	36,200	30,400	
16	62,600	46,500	37,100	31,400	
17		47,300	38,000	32,100	
18		48,100	38,800	32,800	
19			39,600	33,400	
20			40,400	34,000	
21			41,200		
22			41,900		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五

医療職給料表

イ 医療職給料表 (イ)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	63,900	44,500	33,900	20,400
2	66,700	47,200	36,500	21,900
3	69,500	49,900	39,100	23,600
4	72,200	52,600	41,800	25,300
5	74,800	55,300	44,500	27,700
6	77,400	58,000	46,900	30,100
7	80,000	60,600	48,900	32,500
8	82,600	63,200	50,900	34,900
9	85,200	65,800	52,900	37,300
10	87,800	68,400	54,900	39,700
11	89,800	70,900	56,900	42,100
12	91,800	73,400	58,900	43,900
13	93,500	75,300	60,900	45,600
14	95,200	77,000	62,400	47,300
15	96,800	78,500	63,900	48,900
16	98,400	80,000	65,300	50,500
17	100,000	81,400	66,700	52,100
18		82,800	68,000	53,600
19		84,100	69,200	55,000
20			70,300	56,300
21			71,400	57,500
22				58,500
23				59,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

1 (施行期日)
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 (高等学校等の教諭等の号給の切替え等)
昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が教育職給料表(一)の二等級である職員(次項に規定する職員を除く。)(の切替日における号給は、その者が切替日の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)(の規定により受ける号給(以下この項において「旧号給」という。)(の号給に一を加えて得た号数の号給とし、その者に対する切替日以降における最初の条例第四条第六項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

3 (最高号給等を受ける職員の切替え等)
切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

4 (昇給期間の短縮)
昭和三十七年九月三十日において職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)による改正前の条例の規定により附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において改正前の条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以降における最初の条例第四条第六項又は第八項ただし書の

ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	29,800	22,100	15,400	12,800
2	31,800	23,800	16,300	13,400
3	33,800	25,800	17,200	14,000
4	35,800	27,800	18,100	14,600
5	37,700	29,700	19,200	15,400
6	39,400	31,500	20,500	16,200
7	41,100	33,300	21,900	17,100
8	42,700	35,000	23,300	18,000
9	44,100	36,600	24,700	19,000
10	45,400	38,000	26,200	20,100
11	46,700	39,400	27,600	21,200
12	48,000	40,400	29,000	22,300
13	49,300	41,200	30,200	23,400
14	50,600	42,000	31,200	24,400
15	51,800	42,700	32,000	25,300
16	52,800	43,400	32,800	25,800
17	53,700	44,100	33,500	26,300
18	54,600	44,800	34,200	
19	55,500	45,500	34,900	
20	56,400	46,200		
21	57,300	46,900		
22	58,200			
23	59,100			
24	60,000			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは、「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号給等の調整)

5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。(給与の内払)

9 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日

の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 別 表

職務の等級 給 料 表	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
行政職給料表	1-14	1-19	5-19	9-19	12-18
公安職給料表	1-17	5-21	10-26	13-28	16-30
教育職給料表(→)	1-23	12-21	18-31		
教育職給料表(←)	1-27	15-38	18-25		
研究職給料表	1-22	5-27	12-30	15-29	
医療職給料表(→)	1-16	1-19	3-23	10-26	
医療職給料表(←)	1-16	7-21	12-25	15-23	
医療職給料表(⇄)	2-24	7-24	13-21	17-19	

備考 この表中「1-14」等とあるのは、「1号給から14号給までの号給」等を示す。

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号 給	1 等級	2 等級	3 等級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	19,200	12,400	10,900
2	20,700	12,800	11,300
3	22,300	13,200	11,700
4	24,000	13,600	12,000
5	25,800	14,300	12,400
6	27,600	15,200	12,800
7	29,400	16,100	13,200
8	31,100	17,100	13,600
9	32,800	18,100	14,300
10	36,000	19,200	15,200
11	37,800	20,700	16,100
12	39,400	22,200	17,000
13	40,800	23,700	17,900
14	42,100	25,300	18,800
15	43,300	26,900	20,700
16	44,200	29,400	22,200
17	45,000	31,100	23,700
18	45,700	32,800	25,300
19	46,400	34,200	26,900
20	47,100	35,600	29,400
21		37,800	31,100
22		39,400	32,800
23		40,800	34,200
24		42,100	35,600
25		43,300	36,800
26		44,200	37,700
27		45,000	38,400
28		45,700	39,100
29		46,400	39,800
30		47,100	

別表第三の初任給の欄中「一〇、六〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
(昇給期間の短縮)

2 昭和三十七年九月三十日において技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十三号)による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(以下「規則」という。)の規定により附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員に対する昭和三十八年十月一日(同日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。))第四条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給し

た者の例により昇給した職員にあつては、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(以降における最初の給与条例第四項又は第八項ただし書の規定により昇給する者の例による場合においては、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五日」とする。
(給与の内払)

3 改正前の規則の規定に基づいて、昭和三十八年十月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

等級	号	給
1 等級	5 - 19	
2 等級	9 - 19	
3 等級	12 - 18	
4 等級	22 - 30	

備考 この表中「5-19」等とあるのは、「5号給から19号給までの号給」等を示す。